平成２４年（フ）第９８号
兵庫県川西市日高町５番１号
債務者　新井　美咲
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４１０号
徳島県小松島市大林町字金岡９番地の１デュエルミサキⅢＡ202号室
債務者　矢野　貴裕
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
徳島市北田宮１丁目６番33号、旧住所徳島県板野郡藍住町住吉字若宮22番地10
債務者　四宮　祥子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮75番地22
債務者　濱井　玲子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
岩手県奥州市水沢区袋町６番９号　コマガタマンション103号室
債務者　佐藤さゆり
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５１号
福島県郡山市台新１丁目２番42号　ヴェルドミールコスモス102号
債務者　山口　耕司
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
北海道苫小牧市青雲町３丁目８番６号　ルピナスＡ206
債務者　平沼いづみ
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５８３号
名古屋市瑞穂区御莨町５丁目32番地　Ｖｉｌｌａ瑞穂407号
債務者　服部　順子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目13番４号サンライズ魚崎503号　塩山方
債務者　中井久良々
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
神戸市長田区萩乃町３丁目４番16号　裕々山荘Ｂ―202号、従前の住所神戸市西区岩岡町岩岡2880番地の７
債務者　ダイソーこと　阿部　正之
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４号
神戸市須磨区若木町４丁目１番12号
債務者　藤田　昌哉
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
長崎県南島原市西有家町長野2400番地
債務者　安達　久夫
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
長崎県南島原市加津佐町己3726番地３、前住所福岡県大野城市乙金１丁目２番６号
債務者　酒井　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
青森市大字幸畑字松元62番地27
債務者　松橋美代子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
名古屋市中川区打出２丁目291番地　サンノーブルⅡ４Ｆ
債務者　大谷由紀子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０号
神奈川県逗子市久木１丁目５番13号
債務者　藤内　　進
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市二葉２丁目12番14号　ハイツ谷口１Ｆ
債務者　峰岸　高志
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部